

## 藤枝市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源確保のため、藤枝市の公共施設等に民間企業等の有料広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 民間企業等の有料広告を掲載するもので市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(掲載する広告の要件)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載を行わない。

- (1) 藤枝市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (5) 個人、団体等の意見であるもの
- (6) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 虚偽であるもの又は誤解されるおそれのあるもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(広告の規格等)

第4条 次の事項については、広告媒体ごとに、別に定めるものとする。

- (1) 広告の規格及び掲載位置
- (2) 広告の募集及び選定
- (3) 広告媒体の設置、掲載する広告の契約期間及び広告の掲載料金

2 その他必要な事項は、市長と広告主若しくは広告主に代わる事業者との協議の上、決定するものとする。

(広告審査機関の設置)

第5条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、藤枝市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- (1) 広告掲載の可否に関すること。
- (2) その他掲載する広告に関する疑義に関すること。

（審査委員会の組織）

第6条 審査委員会の委員長には広告事業を行う所管課の部長を、副委員長には所管の課長を充て、委員には次に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 広報事業に係る所管課長
- (2) 法務、例規等に係る所管課長
- (3) 広告媒体設置に係る市有財産土地又は建物施設の所管課長

2 審査委員会の庶務は、所管課が行う。

（審査委員会の会議等）

第7条 1 委員長は、審査委員会を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 審査委員会の会議を招集できないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

（広告掲載の決定）

第8条 第5条の審査委員会の協議により、掲載が可能となった広告について、市長が広告掲載の決定をするものとする。

（広告主の責務）

第9条 広告主は、広告掲載及び掲載の広告内容に関する一切の責任を負うものとする。ただし、藤枝市の責めによるものを除く。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

3 広告主は、苦情及び損害等が発生した場合には、速やかにその解決又は賠償に当たらなければならない。

4 広告主は、広告掲載について、その方法、日程等に関し市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

（掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載を行った内容が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 広告主が、前条第3項の規定による対応を行わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該決定を取り消す必要があると認められるとき。

(広告掲載の中止等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、掲載を中止することができる。

(1) 広告主が藤枝市の信用を失墜し、業務を妨害又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載の必要がなくなったとき。

(4) 広告掲載期間中において、第3条各号に該当するに至ったとき。

(5) 藤枝市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項第1号から4号までの規定に該当した広告主については、以後広告掲載をすることができない。

(掲載内容等の変更)

第12条 広告主は、掲載する広告の内容に変更が生じた場合には、変更となる旨を市長に申込み、承認を得なければならない。

(広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第13条 広告の作成（前条の変更を含む。）、掲載及び撤去作業は、各広告媒体において行うものとし、広告主の費用負担によるものとする。

(広告掲載料金の不還付)

第14条 既納の広告の掲載料は還付しない。ただし、藤枝市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。